

茅ヶ崎寒川 第17回 多職種連携研修会

それぞれの役割を理解して、連携の質を高めよう！
－自分の仕事をアピールしよう－



◇管理栄養士

発表者：吉野祐子

所属：松井歯科医院

在宅における専門職の役割

訪問管理栄養士にできること

- ・献立作成
- ・調理実習
- ・調理補助
- ・栄養指導
- ・試作等の提案
- ・身体計測
- ・食環境整備（食具や食器、テーブルやイスの調整、食事時の姿勢の見直しなど）
- ・食材や食品の紹介・手配
- ・総合事業での外出支援
（買い物練習や外食同行など）



在宅における専門職の役割

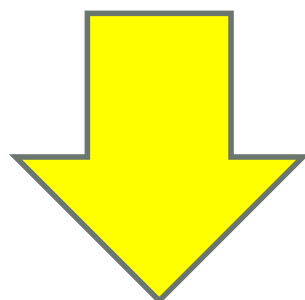
訪問管理栄養士にできないこと

・スプーン介助



在宅における専門職の役割

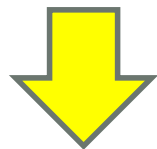
主に介護保険の居宅療養管理
指導での介入をしています



必ず医師からの依頼書もしくは指示書、
情報提供書が必要になります

在宅における専門職の役割

医師からの依頼ということが重要！！



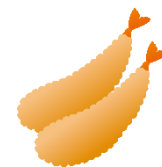
指示書もしくは情報提供書の中に必ず必要なキーワードが3つあります

①脱水 ②低栄養 ③栄養障害

※摂食嚥下障害だけでは介入ができません

心に残っている事例

事例1)『エビ天が食べたい』

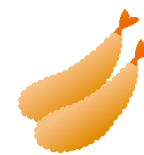


90歳 女性 10年以上寝たきり、全介助
心腎不全は終末期の状態、在宅酸素4ℓ
最低限の補液250mlとできる範囲の経口摂取

主たる介護者:同居の長女

在宅療養支援チーム:介護支援専門員、在宅医、
訪問看護、訪問リハ、訪問入浴、訪問介護、福祉用具
訪問マッサージ、訪問歯科、訪問管理栄養士

心に残っている事例



事例1)『エビ天が食べたい』

主治医より松井歯科医院に依頼あり訪問開始
(歯科医師と管理栄養士それぞれの情報提供書有)

初回の松井歯科医師訪問での嚥下評価

→口呼吸で口腔内乾燥あり、飲み込むときに息を止めるため4秒以内に飲み込めるものという指示

⇒滑りの良いゼリー形態◎

とろみや重いペーストは✖

牛乳や濃厚流動食(メイバランスなど)の薄いとろみは◎

心に残っている事例

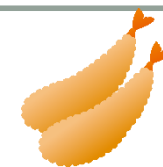
事例1)『エビ天が食べたい』

初回管理栄養士訪問での聞き取りより
ご本人の希望はエビ天 🍤

松井歯科医師の嚥下評価より、
エビ天ゼリーに加工すれば摂取可能であるため、
歯科医院にて試作開始 →
試作後 松井歯科医師に試食してもらい許可が
出た後、介護者の長女に調理指導

心に残っている事例

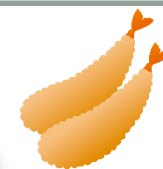
事例1)『エビ天が食べたい』



ゲル化剤を使ってエビ天ゼリーに！

心に残っている事例

事例1)『エビ天が食べたい』



松井歯科医師介助にて、丸々1尾完食できました

現在の訪問管理栄養士の状況

このような症例が地域に多くあり、ありがたいことに以前と比べて依頼も増えてきています

現在

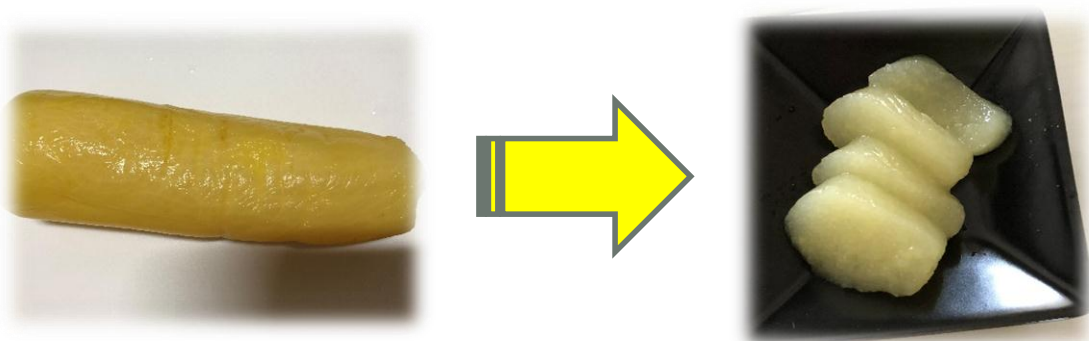
1日に2～4件の管理栄養士訪問

主な訪問の流れ

家族や多職種からの依頼→医師からの指示書をうけて、歯科医師の嚥下評価→試作や市販品などの食材やメニューの選定→本人や介護者の希望に合わせた食環境の整備や調整、継続した栄養管理

現在の訪問管理栄養士の状況

他にもこんなメニューや要望ありました



100歳のおばあちゃんの食べたいものは酢飯でした。酢飯ゼリーのお供にたくあんゼリーも作って持っていったところ、美味しい美味しいと喜んで食べてくれました。

現在の訪問管理栄養士の状況

他にもこんなメニューや要望ありました



おいなりさん
ゼリー

焼肉ゼリー



現在の訪問管理栄養士の状況

他にもこんなメニューや要望ありました



焼き鳥ゼリー

◆試作したものは松井歯科医師に試食して確認してもらいます



専門職としての在宅への想い

在宅に対する想いや自分が大切にしている事

食えることが大好きで管理栄養士になった私は、この茅ヶ崎市で地域のために活動している松井歯科医師のもとで、日々奮闘しています。

大切にしている事は、楽しく食べる気持ちです。

これからも“食べたい気持ちに寄り添う”管理栄養士として、幅広い世代の方々と関わっていけたらと思っています。

専門職としての在宅への想い

地域包括ケアシステムの構築に向けて

在宅栄養専門管理栄養士に期待して

厚生労働省健康局健康課 栄養指導室 塩澤信良 講演会

平成30年6月9日抜粋

・地域包括ケアシステムの構築に向けては、住まいや通所施設等での適切な栄養管理が重要となり、スキルのある管理栄養士が他職種から求められている。在宅要介護者等で栄養改善が必要な者については、他の介護事業所、医療機関等、外部の管理栄養士の実施でも算定できるように改正された。

・医師の指示書がある場合、居宅が優先されるが、2018年度診療報酬改定・介護報酬改定では、栄養士同士で栄養サマリーを活用し、通所等施設に外部委託で栄養改善サービスを広げていくことが可能となった。

専門職としての在宅への想い

地域連携に関する課題など

茅ヶ崎市では現在、訪問管理栄養士は松井歯科医院にしかいないという現状があります。地域でサービスを希望する方が増えつつある中で今後のサービス提供不足については、まだ先が見えない状況です。

多職種の皆様にも理解をいただくと同時に、この分野における管理栄養士同士の理解を深めるための啓発活動を続けていきたいと考えます。